眼科医連盟ニュース

1999年12月21日
第 14 号
発 行
日本眼科医連盟
〒101-0064
東京都千代田区猿楽町
2-4-11　犬塚ビル
(社)日本眼科医会内
☎03(3292)5701㈹

日本眼科医連盟の沿革

副委員長　向井　章

日本眼科医連盟が昭和六十年に結成されてから、十四年の長きに亘る歳月が流れた。若い世代の眼科医が著しく増加し、そして法制化問題で新たな動きが見られる今、それまでの状況をここで振り返ってみるのも、意義のあることだろう。

そこで、向井副委員長に日本眼科医連盟の結成から現在に至るまでの主な活動状況について述べてもらった。

1：日本眼科医連盟の結成に至るまで

昭和六十年三月に橋本龍太郎代議士から日本医師会に、眼鏡調製士法（試案）について問い合わせがあり、眼科のことは日本眼科医会と話し合ってほしいとして、日本医師会が日本眼科医会に持ち込んだのが眼鏡調製士問題の発端である。その時の担当は今の厚生大臣である丹羽雄哉代議士であった。

昭和六十年三月二十七日突如、橋本・丹羽両代議士に日本眼科医会と眼鏡連盟の代表が呼び出され眼鏡調製士法の「試案」を提示された。内容は、医師以外の者に屈折検査を認めるもので、この試案は公表してはならないとされた。しかもその席上で、全国的に見て眼科医が眼鏡処方をしているのは三十パーセントであり、さらに極めて一部ではあるが眼科医の中には、リベートや名義貸しなどを行い、無資格者に屈折検査等もさせているとの指摘までされた。

それを受けて日本眼科医会は同年三月三十一日臨時理事会を開催し、眼鏡商が屈折検査をして眼鏡処方をするのは医師法違反であり、国民の眼の健康にとって好ましいことではないとして、日本眼科医会執行部として、国民の眼の健康と安全を守る立場から決して容認できないと、直ちに「試案」について検討し、その出所を含む全貌の解明に努め、国会その他各方面に陳情等の行動を開始した。これらの行動の詳細については文書で公表できないため、非常に苦慮したことは、昭和六十一年一月発行の「眼科医連盟ニュース」（以下「連盟ニュース」）第一号に掲載されている。

社団法人である日本眼科医会は政治活動ができないため、また資金も全く不足しているため、政治活動ができる日本眼科医連盟を結成して対応する事が理事会で決定し、代議員会で承認を得た。

2：眼鏡調製士法（試案）への対応

同年八月四日前後の橋本代議士と地元の話し合いで、橋本代議士より「その話は済んでいる」との回答があった。何故そのような状況になったかについては、時の会長故羽生田氏が私見を代議士に伝えたのが、「日本眼科医会は条件つきで、眼鏡商の屈折検査を認めた」との誤解を生んだようであった。また、陳情した国会議員の中にも、この事を裏付けるように「日本眼科医会はこの眼鏡調製士法（試案）については了承済みと聞いているのに、反対するのはなぜか?」と言われたりして、当惑したとも記されている。

故羽生田氏は六月の代議員会で「闘いは無理だ」と発言し、橋本代議士に電話して、「試案は棚上げ」と連絡して理事会を無視した行動をとった。この事は日本眼科医会にとって大変不利な結果を招くことになった。

日本眼科医連盟は事態の打開を目指して、昭和六十年七月一日に総決起大会を開催した。

同年十二月二十日、橋本・丹羽両代議士は日本眼科医会と、眼鏡商の代表を招いて三者会談を開き、その席上で丹羽代議士より「新しい試案」が示され、了解を求められた。これが「第二次試案」である。その内容は日本眼科医会が考え、理事会で承認された通りのものであった。日本眼科医会はこの程度の妥協はやむを得ないと考え、眼鏡商側も了承した。その後の眼鏡商の反応については、さまざまで一体化せず「未成年」の取扱いと、「眼鏡士」の名称について内部の不一致が見られていた。

昭和六十一年になると、健康保険の医療費の増加に対応して、健保本人の一割負担が導入された。医療費の抑制が始まったのである。そこで医療を担当する我々としては医療に理解を持つ国会議員に依頼し、育成していかねばならないと確信した。時に日本医師連盟は宮崎秀樹候補を推薦していた。また当時の模様は「連盟ニュース」第二号に掲載されている。ところが、昭和六十一年十一月十三日に眼鏡商側は、突如『現行業務の法制化』を目指して運動を展開する事を決議し、アピールしてきた。眼科医会との紳士協定を破ってきたのである。すなわち、国会議員に対して、一、検眼は七割が眼鏡商が行っている。二、このことで直接重大な障害が出た話は聞かない。三、国民は検眼は眼鏡商がするものと思っている。四、国民が望んでいる休日・夜間の検眼は眼鏡商が受け持って長年やってきた実績がある。五、オートレフの発達で、検眼はコンピューター化され、眼科医によらずとも眼鏡店で十分である。等と訴えた。

国会議員は衆議院の調査機関に命じて眼鏡商の主張の信憑性を調査させた。その結果、眼科医会に問い合わせがあり、我々は猛烈な反対をして第二次試案まで押し戻した、というのが当時の状況であった。

アメリカでオプトメトリストが眼科医より力があるのは、検眼権を持ったオプトメトリストには眼科医より容易になれる事、数が眼科医より圧倒的に多い事等から、検眼のみならず前眼部の検査から治療、さらには前眼部の手術、レーザー手術までも認めるよう運動して、一部の州では認められる所まで出てきた。同じように検眼権を眼鏡商に渡してしまうと、眼科医療に侵入を許すことになり、国民の眼の健康と安全の維持に重大な脅威となる事は明白である。眼科医連盟が作られたのはこのためであった。我々が唱えている主張を通すには、眼科医が検眼にもっと力を注ぎ、アメリカのようになってはならないために会員全員が努力する必要がある。

3：その後の活動

日本眼科医連盟の活動については、「連盟ニュース」で可能な限り報告してきた。ここでは「連盟ニュース」からその後の活動内容や当時問題となっていた事項等を拾い出して解説する。

昭和六十三年四月に日本眼科医会の執行部が代わり、長屋会長が眼科医連盟の委員長に就任した。

宮崎参議院議員は当時、医師税制の改革に努力されたが、報われなかったと、昭和六十三年十一月発行の「連盟ニュース」第三号の挨拶文で述べている。また、同号には当時の連盟は、大浜参議院議員も応援し、支援活動を展開していた事が記されている。

平成元年六月「連盟ニュース」第四号が発行され、長屋委員長は政治情勢の厳しさを乗り越えて医療を守ろうと、檄を飛ばしている。同号には大浜参議院議員と自見衆議院議員が挨拶文を寄せ、その中で保険医療の改善を求めるとともに、政治と眼科医連盟のパイプ役として努めたいと抱負を述べている。また、

委員長挨拶

佐野七郎

日本眼科医会の会員の皆様には、日ごろ日本眼科医連盟にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

日本眼科医連盟は、昭和六十年に眼鏡商側から申し入れてきた眼鏡調製士法案がきっかけになりまして設立されたことはご存じのことと思います。以来、国会議員の諸先生、関係省庁、関係団体あるいは眼鏡商の方々との折衝など、さらにコンタクトレンズの問題や非医師の医行為への対応など多方面に亘って幅広い政治活動を行ってきました。その成果については、会員の皆様にご満足いただけたかと心配しますが、執行部といたしましては、精一杯の努力をしてきたつもりです。その活動状況あるいは活動費については、連盟ニュースで報告してきました。

最近、眼鏡関係の新聞や雑誌によりますと、今までとは多少ニュアンスの異なる動きが出てきました。これは、眼鏡商の五つの大きな団体からなる組織が、これからの眼鏡士法案の行方を模索して十分検討していくというような動きであり、国の資格制度とは異なる眼鏡関係等の民間団体による眼鏡士の養成を考えているようです。いずれにいたしましても、眼科医側と眼鏡商側が昭和六十年に第二次眼鏡士法試案で合意しましてから、十五年になんなんとしておりまして、この間、いろいろと変化してきておりますが、眼鏡商側は、試案の中の業務のところで、消えたはずの屈折検査や矯正視力検査やレフラクトメーターなどの医行為を行えるよう繰り返し主張してまいりました。われわれは、医療機関の外での医行為が法的に認められるということには、容認し難いものがあります。

また、「眼鏡新聞」などによりますと、眼鏡学ソサイアティーが発足しました。その内容は、はっきり掴めておりませんが、医師の処方箋に基づいて、適正な眼鏡を作製するという目的を持ったソサイアティーであればまだしも、アメリカのオプトメトリストを日本でも作ろうということであれば問題です。これとは別に、眼鏡商の一部にアメリカにおけるオプトメトリストのような資格を日本にも取り入れようとする動きがあるようですが、アメリカでは、薬剤の使用はもちろんのこと眼科の手術までも行うなど眼科領域にかなり食い込んできている現状を見ますと、日本におけるオプトメトリストあるいはそれに似通った医行為の出来る資格の出現は、眼科医療の混乱を招き、日本の現状にはそぐわないものと思います。

日本眼科医連盟では、いろいろな機会を捉えて、会員の皆様に屈折検査あるいは矯正視力検査の重要性をお話ししてきましたが、今後も、会員の皆様におかれましては、なお一層、これらの検査の重要性を認識され、研究に日常診療に取り組まれることを切にお願い申し上げます。

なお今年度は、日本眼科医連盟に屈折異常の権威の方と数名の役員で構成する医政屈折問題調査検討委員会を設置いたしまして、委員会を開催し、今後の同委員会の研究分野を検討していただいています。

最後に、日本眼科医会は、社団法人のため政治活動が出来ませんので、日本眼科医連盟で政治活動を行なわなければなりません。このような状況をご理解いただき、日本眼科医連盟にぜひともご協力をお願い申し上げます。

眼鏡調製士法案（仮称）要旨（第一次試案）

一、定　義

眼鏡調製士とは、視力補正用レンズ及び保持用具を加工整備する者をいう。

二、免　許

免許及び登録は、厚生大臣が行う。但し、厚生大臣は、その事務を公益法人に委託できる。

三、試　験

(一) その試験は、厚生大臣が行う。但し、厚生大臣は、その事務を公益法人に委託できる。

(二) 受験資格は、厚生大臣の指定する養成施設を卒業した者に与える。

(三) (附則) 既に眼鏡調製の業務にたずさわっている者は認定講習会で試験を受けたうえ免許を取得する。

四、業　務

(一) 眼鏡調製士でない者は、眼鏡調製士の名称を使用してはならない。

(二) 眼鏡調製士は、眼鏡を調製するため、必要がある場合には、利用者の求めに応じ、厚生省令で定めるところにより、瞳孔間距離測定、屈折力測定、矯正視力測定を行うことができる。

(三) 眼鏡調製士は、視力補正用レンズを直接眼球に装着する行為、散瞳薬の使用、眼疾のある者、未成年者等についての眼鏡の調製、その他医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずる虞のある行為をしてはならない。

(四) 眼鏡調製士は、調製録を作成しなければならない。

眼鏡士法案（仮称）要旨（第二次試案）

一、定　義

眼鏡士とは、視力補正用レンズ及び保持用具を加工整備する者をいう。

二、免　許

免許及び登録は、厚生大臣が行う。但し、厚生大臣は、その事務を公益法人に委託できる。

三、試　験

(一) その試験は、厚生大臣が行う。但し、厚生大臣は、その事務を公益法人に委託できる。

(二) 受験資格は、厚生大臣の指定する養成施設を卒業した者に与える。

(三) (附則) 既に眼鏡調製の業務にたずさわっている者は認定講習会で所定の講習単位（試験を含む）を取得した後、免許を取得する。

四、業　務

(一) 眼鏡士でない者は、眼鏡士の名称を使用してはならない。

(二) 眼鏡士は医師の処方箋に基づき眼鏡を調製できる。

(三) 眼鏡士は、眼鏡を調製するため、必要がある場合には、利用者の求めに応じ、厚生省令で定めるところにより、視力測定の補助を行うことができる。

(四) 眼鏡士は、視力補正用レンズを直接眼球に装着する行為、薬剤の使用、眼疾のある者、未成年者等についての眼鏡の調製、その他医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずる虞のある行為をしてはならない。

(五) 眼鏡士は、調製録を作成しなければならない。

平成元年四月に長屋委員長は医療政策研究会に講師として招かれ、眼科が抱える諸問題について講演した。ちなみに、この研究会とは、医療問題に真摯に取り組んでいる若手議員の集団である。この年の三月に、山口県衛生部は検眼車を用いて眼鏡販売をしていた業者を調査し、中止を指導した。

平成二年十二月発行の「連盟ニュース」第五号によると、視能訓練士法の改正が必要とされ、時の海部総理大臣や戸井田厚生大臣と長屋委員長が面談した事が報じられている。

同年十二月発行の「連盟ニュース」第六号によると、連盟協議委員会が開催され、二月の総選挙の総括が報じられている。さらに、日本眼科医会創立六十周年記念式典に、時の津島厚生大臣、宮崎参議院議員、その他橋本大蔵大臣代理、野呂厚生政務次官代理、谷川衆議院議員代理、自見衆議院議員代理等多数の政治家の参加があった。また、同時に勤務医に関する記事が掲載され、病院勤務医定数問題に対する眼科医会の対応についての記載がある。さらに同号には医療関係団体懇談会に際して、日本眼科医会会長名で、自民党宛に視能訓練士法の改正要望と、色覚異常者に対する企業の採用制限の撤廃に関する要望書が提出された。

平成三年六月発行の「連盟ニュース」第七号によると、宮崎参議院議員の冒頭の挨拶で、視能訓練士問題、三歳児健診問題、眼内レンズの保険適用、眼科僻地医療の国庫補助等についての記述がある。さらに当時の副委員長であった佐野七郎現日本眼科医会会長の会員に対する、眼科医連盟への全員参加の要望記事も掲載されている。

平成四年十二月発行の「連盟ニュース」第八号によると、上岡委員長の挨拶文には、医療法改正に関する記事があり、眼科の特徴として有床診療所の問題がある事、眼鏡士法案の問題、視能訓練士法の改正問題等について述べている。また、大浜参議院議員は冒頭の挨拶の中で、社労族（今の厚生族）議員の当選が多くの候補者で果たせなかった事は、利権に旨みのない社労族の所為であると論じている。さらに先の参議院議員選挙で残念ながら当選を果たせなかった宮崎氏は、医療法改正問題について触れ、当時甲表乙表に分かれていた点数表の算定基準の曖昧さを指摘した。さらに、眼科医連盟から眼鏡士法案の起こりとその経緯についての解説がなされた。

丹羽雄哉衆議院議員（現厚生大臣）と各役員（平成11年5月14日）

平成五年九月発行の「連盟ニュース」第九号で、佐野委員長は就任挨拶で第二次試案に触れ、この法案の取り扱いについては、今後とも会員の衆知を集めて、長期的展望に立って慎重に対処しなければならないと述べた。また、自見衆議院議員は民間医療機関の経営悪化に触れ、特定機能病院と療養型病床群等の医療法改正に基づく、医療機関の分類により経営の見直しが必要な事を語った。また、大浜参議院議員は健康保険法改正案その他の法律改正案に触れ、眼科の抱える諸問題の解決に宮崎議員と共に努力すると述べている。他方、繰り上げ当選となり返り咲いた宮崎議員も、医療の効率化について述べた。眼科医連盟からは、Q&Aにより連盟の必要性を会員諸氏に訴えている。

明けて平成七年の「連盟ニュース」第十号で佐野委員長は武見参議院議員と阿部参議院議員の支持を訴え、さらに眼鏡士法案は橋本氏より丹羽氏に引き継がれ、第二次試案となって十年の歳月が流れたこと、そして尚予断は許されないこと、連盟の活動は益々重要であることを力説した。同号で宮崎議員は大蔵省の医療費削減策に対抗して、医系議員の集まりであるカトレア会を開いて大蔵省への対抗策を講じた、とある。また、武見氏は医療政策の大転換期を迎えての心構えと、眼科医連盟からの引き続きの支援をを訴えている。阿部氏も医療と財政の論理が逆転している、と述べた。同号には元委員長の佐野充氏が、「眼鏡士問題に寄せて」と題して、屈折検査の重要性を事細かに論じている。

平成八年十二月発行の「連盟ニュース」第十一号には佐野委員長が巻頭の挨拶で第二次橋本内閣の誕生と、眼鏡士法案の動きに触れ、さらにオプトメトリストの出現は絶対阻止しなければならいと力説した。

平成九年十二月発行の「連盟ニュース」第十二号には、丹羽・自見・宮崎各代議士のそれぞれの挨拶が掲載されている。また、井上常任委員の勤務医への解説記事と依頼の文章が掲載された。

続いて平成十年十二月発行の「連盟ニュース」第十三号には佐野委員長挨拶と共に、井上・富井・向井の三副委員長の挨拶と依頼の文章が掲載されていることはご承知の通りである。さらに朝広常任委員が「日本眼科医会及び日本眼科医連盟の動向について」と題して解説文を掲載している。

4：終わりに

かくのごとく、日本眼科医連盟は昭和六十年の結成以来十四年の長きに亘り活動を続けてきたが、今後も引き続き日本の眼科医療の発展と向上のために、絶えざる活動を継続する必要がある。

日本眼科医会の会員諸先生の絶えざるご協力を切にお願いする次第である。

眼鏡の医学的重要性とその実態

第五十三回日本臨床眼科学会特別シンポジウム「わが国にオプトメトリストは必要か？」から

日本眼科医会常任理事
日本眼科医連盟常任委員　朝広信彦

1：検眼問題の歴史的推移

日本眼科医会は、その前身である東京都眼科医会からも含めて過去八十年以上にもわたり検眼問題に取り組んできた。東京都眼科医会が創立（大正元年）された当時問題になったことは、主に眼鏡店の検眼とトラコーマについてであった。昭和初期には、警視庁による不正眼鏡商取り締まりが行われた。しかしその当時、これら諸問題の解決には全国組織が必要として、昭和五年に日本眼科医会が創設された。その後も眼科医業類似業者の取り締まりが行われ、日本眼科医会でもオプトメトリストの検眼行為について協議を行っている。行政からは、オプトメトリストの検眼行為について医師法違反の回答を得ている。

昭和十九年には、第二次世界大戦も終盤となり敗戦の色濃く、日本眼科医会は解散となったが、二十六年になって、全国の眼科医の要望によって再建された。五十二年には、「検眼機器について」厚生省へ照会を求め、非医師の使用は医師法違反を形成するとの回答を得た。また五十三年には、日本眼科医会は、オプトメトリスト対策委員会を組織した。五十五年には、理事会で眼鏡法制化検討協議会設置の件が協議されている。五十六年には、「オプトメトリストに関する医師法上の疑義について」を厚生省に照会して、検眼行為は日本においては医師法違反を形成するとの回答を得ている。

昭和六十年になって、眼鏡調製士法案（第一次試案）の問題が持ち上がった。日本眼科医会は、その内容に医師法違反となる屈折検査を非医師に認める部分などがあったため、すぐにも日本眼科医連盟を結成し対処した結果、その案は陽の目をみなかった。その後、第二次試案が提示され、眼科医側と眼鏡商側で合意を見たはずであるが、一部の眼鏡商に根強い不満があるためか、今日までそのままになっている。眼鏡士法案を含む検眼問題は現在も日本眼科医会の大きなテーマで、日本眼科医連盟を以て精力的に対処している。

2：眼鏡装用の現状

現在、わが国の眼鏡装用者は約六千万人で、わが国の全人口の二分の一に当たる。

国内眼鏡小売市場は、五、六六三億円で年間眼鏡購買人口は一、八〇〇万人、眼鏡一式単価は平均三万一千円となっている。全国で一日当たり五万本の眼鏡が買われている。

3：日本眼科医会の調査から

眼鏡処方について眼科施設と眼鏡店の割合は、昭和六十二年の日本眼科医会の調査と平成九年版の「眼鏡白書」によると、いずれも二対八であった。それでは、眼鏡店で処方され、作られた眼鏡はどんな問題を抱えているか。

平成九年の日本眼科医会の調査によれば、眼科医の処方なしで作られた眼鏡四三四件のうち、不適切な度数三七四件（八十六・二％）、そのうち過矯正一九七件（五十二・七％）、低矯正一四一件（三十七・七％）であった。不適切な瞳孔距離は、広過ぎ三十八件（六十七・九％）、狭過ぎ十二件（二十一・四％）であった。また、不適切な眼鏡のために訴えてきた患者の症状は、遠見障害一二九人（三十一・一％）、疲労感一二三人（二十九・六％）、頭痛三十三人（八・〇％）、眼痛三十二人（七・七％）近見障害二十二人（五・三％）などであった。以上から、眼鏡店で検眼、作成した眼鏡は問題点が多いことが判明した。

さらに日本眼科医会は、本年六月第二週の月～土曜日までの六日間に、主訴が眼鏡以外で来院した患者にアンケート調査（二十施設）を行った。性別は、男性一七〇人（四十一・八％）、女性二七三人（五十八・二％）の計四〇七人である。

調査の結果、眼科施設での眼鏡処方は、一八九人（四十六・四％）、眼鏡店では二一八人（五十三・六％）とほぼ均衡していた。眼科施設で処方の理由は、「安心」が一六三人、「視力低下の原因が目の病気によるものかどうかを知るため」が一〇九人、「以前処方してもらった眼鏡が良かった」が四十五人、「眼科施設が近所」が四十一人、「眼鏡店から紹介された」が九人であった。

眼鏡店で検眼、作成した理由は、「気軽に行ける」が一三〇人、「眼鏡店が近所」が七十九人、「検眼は眼鏡店でするものと思った」が六十九人、「病気とは思っていない」が六十四人、「検眼料が無料だから」が十三人であった。従って、眼科施設での処方率を上げるため国民への啓発活動が重要である。

つぎに、過去三年間の眼科施設での処方箋の発行数の調査では、漸増しており一施設当たり一日五・九枚、ほぼ六枚であった。処方箋の発行数の増加の理由は、眼科医が年間約三五〇名増加して、平成十年十二月現在一一、八五二名となったこと、眼科医の眼鏡に対する意識改革が進んでいること、視能訓練士が本年の合格者を加えて三、九三五名となり、各眼科施設において以前より充足してきたこと、が挙げられる。視能訓練士は、今後は年間約四〇〇名ずつの増加が見込まれるので、さらに充足率が上がるはずである。

4：まとめ

今後、我々が力を注ぐべきことを列記すると、一、眼科医自身が屈折検査、眼鏡への関心を持つ、二、診療時間の延長並びに診察日の変更、三、眼光学・眼鏡学の卒前・卒後教育の充実、四、学校保健の場を活用した保護者・児童生徒の教育、五、視能訓練士の増加に協力する、などである。

最後に、今後も眼科医と視能訓練士が増加し、これに伴い屈折矯正専門の眼科医もさらに増加することから、「わが国にオプトメトリストは必要ない」と結論する。

平成十年度会計報告

日本眼科医連盟の平成十年度（平成十年一月一日～十二月三十一日）の収支状況をご報告いたします。

収入は個人の党費・会費（四、七七四人）、寄附金その他を合わせ五一、五四七、二三二円で、前年度繰越額五八、三八〇、九二六円を合わせ収入総額は一一〇、九二八、一四八円です。

支出総額は五〇、九八三、三一五円で、支出のうち主なものは政治活動費四六、二〇七、〇三三円で、その内訳は組織活動費二七、〇五四、二七九円、寄附・交付金一六、四〇〇、〇〇〇円等です。

この報告は、平成十一年三月十三日に監査を受け、三月二十四日に東京都選挙管理委員会に提出いたしました。また、この報告は、平成十一年九月十日発行の官報号外に収載されています。

以上、平成十年度の会計報告をいたしましたが、近年、連盟会費の納入が一部の支部を除いて低調になっております。

各支部におかれましては、諸般の事情がおありかと存じますが、会員各位にご理解いただけるようご高配下さり、会費納入にご協力下さいますようお願い申し上げます。

表1　平成10年度日本眼科医連盟
収　支　報　告　書
（自H10.1.1～至H10.12.31）

日本眼科医連盟
報告年月日　11.3.24

1	収入総額	110,928,148
	前年繰越額	58,380,926
	本年収入額	52,547,222
2	支出総額	50,983,315
	翌年への繰越額	59,944,833
3	本年収入の内訳	
	個人の党費・会費（4,774人）	47,740,000
	寄附	4,670,000
	個人分	4,670,000
	その他の収入	137,222
	預金利子	
	一件十万円未満のもの	137,222
4	支出の内訳	
	経常経費	4,776,282
	人件費	3,219,220
	備品・消耗品費	14,341
	事務所費	1,542,721
	政治活動費	46,207,033
	組織活動費	27,054,279
	選挙関係費	1,006,615
	機関紙誌の発行その他の事業費	1,293,440
	機関紙誌の発行事務費	1,293,440
	宣伝事業費	0
	調査研究費	452,699
	寄附・交付金	16,400,000
5	寄附の内訳	
	（個人分）	
	年間百万円以下のもの	4,670,000